

## 誓 約 書

ミドルエイジのための就職支援セミナーの一般競争入札に参加するに当たり、以下の事実に相違がないこと及び事実に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

- 1 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。  
また、予決令第 71 条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 2 年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
  - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ロ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ハ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ニ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - ホ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 労働力需給調整に係る法令等の重大な違反がないこと（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「労働者派遣法」という。）第 6 条第 1 号及び第 2 号に該当しないこと。法人にあつては、以上のほか、その役員のうち同条第 1 号及び第 2 号に該当する者がいないこと。）。
- 3 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）若しくは労働者派遣法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から 5 年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたものうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）
- 4 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納があった場合に、その日から 2 年を経過しない者でないこと。

支出負担行為担当官  
大分労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 表 者

## 保険料納付に係る申立書

当社は、直近 2 年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近 2 保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

支出負担行為担当官

大分労働局総務部長 殿

- 注) 1 この様式は、必要に応じて適宜修正して使用すること。
- 2 この申立書と合わせて、又はこの申立書に代えて、各保険料の納付が確認できる領収証書や滞納がない旨の証明書類等を提示又は提出させる場合は、その旨を入札説明書等に明示すること。

## 法令の遵守に関する申出書

ミドルエイジのための就職支援セミナーに係る入札に参加するに当たり、各種法令（下記 1 から 5 に係る法令を除く。）に違反する事実がないこと、今後とも違反しないことを申し出ます。

また、下記項目 1 から 5 について申し出るとともに、今後とも下記に違反した場合又は違反した事実が判明した場合、速やかに通知することを申し出ます。

※ 下記要件に反することが判明した場合には、番号に○印を付けたうえ、第 2 面に当該違反の概要を記載して下さい。

なお、下記要件に反することが判明した場合であっても、支出負担行為担当官判断により、入札参加資格が認められる場合があります。

- 1 関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。）（以下、「関係会社」という。）が、労働力需給調整に係る法令等の重大な違反（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「労働者派遣法」という。）第 6 条第 1 号及び第 2 号に該当しないこと。また、その役員のうち同条第 1 号及び第 2 号に該当する者がいないこと。）がないこと。
- 2 関係会社が、令和 2 年度（※入札実施年度の 5 年度前）の入札日に相当する日以後、入札の日までに、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）若しくは労働者派遣法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導をうけたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。）
- 3 関係会社が、令和 5 年度（※入札実施年度の 2 年度前）の入札日に相当する日以後、入札の日までに、労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。
- 4 入札参加事業者及び関係会社が、令和 4 年度（※入札実施年度の 3 年度前）の入札日に相当する日以後、入札の日までに、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条及び第 63 条に定める雇用安定事業及び能力開発事業（平成 19 年 4 月 22 日以前については、改正前の雇用保険法第 62 条から第 64 条に定める雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業）に係る不正がないこと。
- 5 入札参加事業者及び関係会社が、令和 4 年度（※入札実施年度の 3 年度前）の入札日に相当する日以後、入札の日までに、国、地方公共団体若しくは特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に定める不利益処分）を受けたことがないこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

大分労働局総務部長 殿

住 所

会 社 名

代 表 者

該当項目  (1から5を記入する)

該当する違反の内容 (具体的に記入する)

《記載項目の例》

- ・ 命令若しくは処分等の概要
- ・ 命令若しくは処分等があった年月日
- ・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・ 原処分庁
- ・ 命令若しくは処分等を受けた理由



障害者の雇用状況に関する報告書

ミドルエイジのための就職支援セミナーに係る一般競争入札に参加するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条に基づく障害者雇用状況報告書（令和 年6月1日現在）の写しを添付するとともに、令和 年 月 日（一般競争入札公告日）現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

労働局 支出負担行為担当官

大分労働局総務部長 殿

A 事業主	(ふりがな)		住所  (法人にあっては 主たる事業所の 所在地)	〒
	法人名称			
	(ふりがな)			
	氏名又は代表者氏名	記名押印又は署名		(TEL - - )
B 雇用の状況	1 常用雇用労働者の数			
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)			人
	(ロ) 短時間労働者の数			人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 (イ)+(ロ)×0.5)			人
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数			人
	2 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
	(ホ) 重度身体障害者の数			人
	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数			人
	(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数			人
	(フ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数			人
	(リ) 身体障害者の数 (ホ)×2+(ヘ)+(ト)+(フ)×0.5)			人
	(ヌ) 重度知的障害者の数			人
	(ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数			人
	(レ) 重度知的障害者である短時間労働者の数			人
	(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数			人
	(カ) 知的障害者の数 (ヌ)×2+(ル)+(レ)×0.5)			人
	(イ) 精神障害者の数			人
	(ク) 精神障害者である短時間労働者の数			人
	(ク) 精神障害者の数 (イ)+(ク)×0.5)			人
	3 計 (2の(リ))+2の(カ)+2の(ク))			
実雇用率				
(3/1の(ニ)×100)				
身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 (8の(ニ)×法定雇用率-⑩)				

# 障害者の雇入れに関する計画書

別添4-6

ミドルエイジのための就職支援セミナーに係る一般競争入札に参加するに当たり、下記の障害者の雇入れに関する計画に基づき、障害者の法定雇用率の達成に努めることを申し出ます。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 大分労働局総務部長 殿

A 事業主	(ふりがな) 名称及び代表者の氏名	記名押印又は署名	主たる事務所の所在地・電話番号		B 計画の始期及び終期	
			〒		始期	令和 年 月 日
			(TEL - - )		終期	令和 年 月 日

C 計画期間における労働者の雇入れ予定数及び各年末において見込まれる雇用の状況

区 分	計画の基礎とする 雇用状況	計画1年目 ( 始期 ~ 年末)		計画最終年 ( ~ 年末)		計画期間における 雇入れ予定数の 合計
	調査年月日 ( )	雇入れ予定数	年末において見込まれる 雇用の状況	雇入れ予定数	計画終期において見込まれる 雇用の状況	
① 常用雇用労働者の数	人	人	人	人	人	人
② 法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者の数	人		人		人	
③ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数	人	人	人	人	人	人
④ 実雇用率 (③÷②×100)	%		%		%	
⑤ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数	人		人		人	
⑥ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇入れを予定する事業所の数			所		所	

記載注意

- 1 Bの「始期」は、当該入札の公告日の属する月の翌月の1日とすること。
- 2 Cの「計画の基礎とする雇用状況」は、常用雇用労働者の数等について、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。なお、その調査期日ではできる限り計画の始期に近い時点とすること。
- 3 Cの「雇入れ予定数」は、計画期間中に雇入れを予定する常用雇用労働者及び身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数を各年別に記載すること。
- 4 ①欄及び②欄は、短時間労働者については、1人につき、労働者0.5人とみなして算定すること。
- 5 ②欄は、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第2の除外率設定業種に掲げる業種に該当する場合には、当該事業所の常用雇用労働者に当該事業所の業種について定められた除外率を乗じて除外すべき常用雇用労働者を算出し(1人未満の端数は切り捨てる。)、これを合計した常用雇用労働者数を①欄の数から控除した数を記載すること。
- 6 「計画の基礎とする雇用状況」の③欄に記載する障害者の数は、重度身体障害者又は重度知的障害者(短時間労働者は除く。)については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者である労働者2人とみなし、身体障害者、知的障害者又は精神障害者である短時間労働者については、1人につき身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者0.5人とみなして算定すること。
- 7 ③欄及び⑤欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 8 ④欄の実雇用率は、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 9 ⑤欄は、②欄の数に障害者雇用率(平成25年3月31日以前においては1.8%、平成25年4月1日以後においては2.0%)を乗じて得た数(1人未満の端数は切り捨てる。)から③欄の数を控除した数を記載すること。
- 10 Aの事業主氏名又は名称(法人にあっては名称及び代表者の氏名)については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

※ この障害者の雇入れに関する計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第46条に規定する身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画とは異なるものであり、入札参加資格を審査するために必要となるものである。

公共職業安定所コード番号

（公共職業安定所で記入すること）

# 高齢者雇用状況等報告書



高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第1項の規定により、令和 年 月 1日現在の状況を下記のとおり報告します。  
 厚生労働大臣 殿 令和 年 月 日

事業主	①(ふりがな) 名称(法人の場合) 又は 氏名(個人事業の場合)			②(ふりがな) 代表者氏名 (法人の場合)		
	③住所 (法人にあっては主たる事業所の所在地)	〒( )		電話番号	( )	
	④法人番号					
事業の種類	⑤産業分類番号	事業の具体的内容	⑥労働組合の有無	<input type="checkbox"/> イ あり <input type="checkbox"/> ロ なし	⑦雇用保険適用事業所番号	
	⑧定年	<input type="checkbox"/> イ 定年なし <input type="checkbox"/> ロ 定年あり(定年年齢 歳)				
定年制の状況	⑨定年の改定予定等	<input type="checkbox"/> イ 改定予定あり(令和 年 月より 歳) <input type="checkbox"/> ロ 廃止予定あり(令和 年 月に廃止) <input type="checkbox"/> ハ 改定又は廃止を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 改定・廃止予定なし				
	継続雇用制度の状況	⑩継続雇用制度	<input type="checkbox"/> イ 就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 ・65歳未満( <input type="checkbox"/> イ)自社 <input type="checkbox"/> ロ)親会社・子会社等(以下「子会社等」という) <input type="checkbox"/> ハ)関連会社等 ・65歳以上( <input type="checkbox"/> イ)自社 <input type="checkbox"/> ロ)子会社等 <input type="checkbox"/> ハ)関連会社等 <input type="checkbox"/> ニ)その他の会社 →b 対象 → <input type="checkbox"/> イ)希望者全員を対象( 歳まで雇用 更に基準に該当する者を 歳まで雇用 ・基準(65歳未満)の根拠( <input type="checkbox"/> a)労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b)労使協定を締結せず就業規則等のみ) ・基準(65歳以上)の根拠( <input type="checkbox"/> a)労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b)労使合意を得ず就業規則等のみ) (注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第78号。以下「平成24年改正法」という。)に規定する経過措置に基づく対象者を限定する基準が有る企業は(イ)に記入 → <input type="checkbox"/> ロ)基準に該当する者を対象( 歳まで雇用 ・基準(65歳未満)の根拠( <input type="checkbox"/> a)労使協定を締結して就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b)労使協定を締結せず就業規則等のみ) ・基準(65歳以上)の根拠( <input type="checkbox"/> a)労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b)労使合意を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 制度として導入していない(運用により継続雇用を行う場合を含む)			
⑪継続雇用制度の導入・改定予定		<input type="checkbox"/> イ 継続雇用制度の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで雇用) →内容( <input type="checkbox"/> イ)経過措置の基準の廃止 <input type="checkbox"/> ロ)新規導入 <input type="checkbox"/> ハ)上限年齢の引上げ <input type="checkbox"/> ニ)その他 <input type="checkbox"/> ロ 継続雇用制度の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ハ 継続雇用制度の導入・改定予定なし				
⑫創業支援等措置(65歳以上における業務委託・社会貢献)	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置を実施している →a 実施している措置( <input type="checkbox"/> イ)業務委託 <input type="checkbox"/> ロ)自社が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> ハ)自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業 <input type="checkbox"/> ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業 →b 過半数労働組合等の同意( <input type="checkbox"/> イ)同意を得ている <input type="checkbox"/> ロ)同意を得ていない →c 対象 → <input type="checkbox"/> イ)希望者全員を対象( 歳まで就業支援 更に基準に該当する者について 歳まで就業支援 ・基準の根拠( <input type="checkbox"/> a)労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b)労使合意を得ず就業規則等のみ) → <input type="checkbox"/> ロ)基準に該当する者を対象( 歳まで就業支援 ・基準の根拠( <input type="checkbox"/> a)労使合意を得て就業規則等に反映 <input type="checkbox"/> b)労使合意を得ず就業規則等のみ) <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置を実施していない(運用により創業支援等を実施する場合を含む)					
	⑬創業支援等措置の改定予定	<input type="checkbox"/> イ 創業支援等措置の導入・改定予定あり(令和 年 月より 歳まで就業支援) →内容( <input type="checkbox"/> イ)対象者限定基準の廃止 <input type="checkbox"/> ロ)新規導入 <input type="checkbox"/> ハ)上限年齢の引き上げ <input type="checkbox"/> ニ)その他 <input type="checkbox"/> ロ 創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている(過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む) <input type="checkbox"/> ハ 創業支援等措置の導入・改定を検討中 <input type="checkbox"/> ニ 創業支援等措置の導入・改定予定なし				

⑭66歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況		<input type="checkbox"/> イ 自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を66歳以上まで働ける制度を就業規則等に定めている →（ <input type="checkbox"/> イ）該当する者を 歳まで雇用 <input type="checkbox"/> ロ 上限年齢を規定していない <input type="checkbox"/> ロ 上記イの制度を就業規則等に定めていない →（ <input type="checkbox"/> イ）導入予定あり <input type="checkbox"/> ロ 検討中 <input type="checkbox"/> ハ 66歳以上まで雇用する慣行がある <input type="checkbox"/> ニ 予定なし							
⑮常用労働者数（うち女性）	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～	
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	
⑯過去1年間の離職者の状況（うち女性）		解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数 _____人（うち女性 _____人） うち求職活動支援書を作成した対象者数 _____人（うち女性 _____人）							
⑰過去1年間の定年到達者等の状況（65歳未満）  （うち女性）	(a) 定年到達者の総数 ((b)+(c)+(e))	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(f) 継続雇用の終了による離職者数			
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	
⑱過去1年間の定年到達者等の状況（65歳以上）  （うち女性）	(a) 定年到達者の総数 ((b)+(c)+(f)+(g)+(h))	(b) 定年退職者数（継続雇用を希望しない者）	(c) 継続雇用者数	(d) うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e) うちその他の会社での継続雇用者数	(f) 定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(g) 業務委託契約締結制度を利用する者	(h) 社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i) 就業確保措置終了による離職者数
	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
⑲過去1年間の経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の適用状況（平成24年改正法の経過措置関係）  （うち女性）	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b)+(c)+(d))	(b) 継続雇用終了者数（継続雇用の更新を希望しない者）			(c) 継続雇用者数（基準に該当し引き続き継続雇用された者）		(d) 継続雇用終了者数（基準に該当しない者）		
	（人）	（人）			（人）		（人）		
⑳過去1年間の継続雇用等の対象者に係る基準の適用状況（70歳までの就業確保措置関係）  （うち女性）	(a) 基準を適用できる年齢に到達した者の総数 ((b)+(c)+(d))	(b) 継続雇用等終了者数（継続雇用等の更新を希望しない者）			(c) 継続雇用等の対象者数（基準に該当し引き続き継続雇用等された者）		(d) 継続雇用等終了者数（基準に該当しない者）		
	（人）	（人）			（人）		（人）		
高年齢者雇用等推進者	役職	氏名	記入担当者	所属及び役職				氏名	

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。（提出期限毎年7月15日）

## 暴力団等に該当しない旨の誓約書

(私 / 当社) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

支出負担行為担当官  
大分労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代 表 者

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の名氏又は生年月日が明らかとなる資料を添付すること。